

## 羽島市市民活動団体登録要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、羽島市内において自主的に公益性のある活動を行う団体（以下「市民活動団体」という。）の取り組みを市民に広く紹介するとともに、市民活動団体間の連携及び情報交流の促進を図るため、市民活動団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

### (登録の要件)

第2条 登録することができる市民活動団体は、ボランティア団体、特定非営利活動法人（NPO法人）など不特定多数の者や社会全体の利益の増進のため、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない民間団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、共益的・互助的な活動や個人の趣味に関する活動を目的とする団体、公益法人、自治組織等を除く。

- (1) 羽島市内に事務所を有し、又は主に羽島市内で活動する団体であること。
- (2) 5人以上の会員で構成されていること。
- (3) 定款、規約又は会則等が整備されていること。
- (4) 政治活動、宗教活動、選挙活動等を目的とする団体ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 法令その他公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。

### (登録の申請)

第3条 登録を希望する市民活動団体は、羽島市市民活動団体登録申請書（別記第1号様式）に当該団体の定款、規約又は会則等を添えて、市長に提出しなければならない。

### (登録事項)

第4条 市長は、前条の登録の申請があった場合は、次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 団体名
- (2) 代表者氏名
- (3) 事務所の所在地及び連絡先に関する事項
- (4) 設立の時期

- (5) 団体の目的及び活動分野
- (6) 会員数及び会員募集に関する事項
- (7) 活動地域及び活動日に関する事項
- (8) 活動内容に関する事項
- (9) 団体PR
- (10) その他市長が必要と認める事項

(登録の変更)

第5条 前条の規定により登録された市民活動団体（以下「登録団体」という。）は、登録事項に変更があった場合は、羽島市市民活動団体登録変更届（別記第2号様式）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取消することができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録の申込みを行ったと判明したとき。
- (3) 登録団体から羽島市市民活動団体登録抹消届（別記第3号様式）により登録抹消の届出があったとき。
- (4) その他市長が登録に不相当であると判断したとき。

(市民活動団体への支援等)

第7条 市長は、登録団体の活動を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。ただし、これによって当該活動団体の活動に支障をきたす場合は、この限りでない。

- (1) 登録事項を市ホームページ等に掲載し、広く市民に公開する。
- (2) 市民又は公的機関からの問い合わせに対し、登録事項を提供する。
- (3) 掲示希望の申出があった場合、その団体の主催する行事等の内容（市がその内容を適当であると認めるものに限る。）を市の施設を利用して掲示する。

(庶務)

第8条 市民活動団体の登録に関する庶務は、企画部市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。